

添付書類

2014年度〔2014年4月1日から 2015年3月31日まで〕事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当年度の世界経済は、欧州では先行きに対する懸念が見られ、中国をはじめとする新興国では成長が鈍化したものの、米国では家計部門および企業部門が堅調に推移した結果、全体として緩やかな回復が続きました。

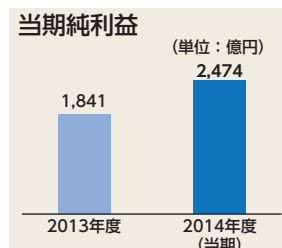
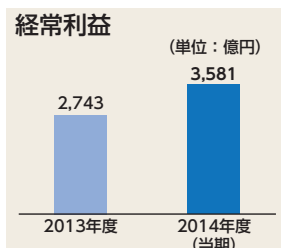
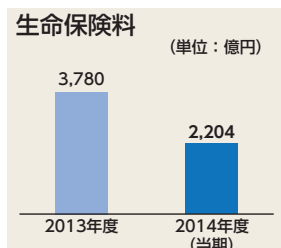
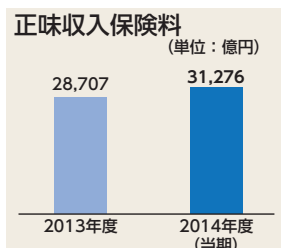
わが国経済は、消費税率引き上げの影響を受けたものの、円安や株価の上昇が進むなか、企業部門に改善が見られるなど、景気は緩やかに回復しました。

損害保険業界では、自動車保険をはじめ収益の回復傾向が見られております。他方、生命保険業界では、個人保険の保有契約高の減少傾向が緩やかになりました。

こうした状況のなか、東京海上グループは、「お客様に品質で選ばれ、成長し続けるグローバル保険グループ」をビジョンとする中期経営計画「変革と実行2014」の最終年度にあたり、積極的に事業を展開した結果、グループ合計の正味収入保険料は3兆円を突破しました。また、生命保険料につきましても、国内の株価上昇等による変額年金保険の解約増加の影響はあるものの、基調としては堅調に推移しました。

当社の連結決算につきましては、こうした保険営業の伸展に加え、国内外の景気回復や円安の進行も寄与し、3年連続で過去最高益を更新しました。

区 分	2013年度	2014年度(当期)	前年度対比
経常収益	4兆1,661億円	4兆3,279億円	103.9%
うち正味収入保険料	2兆8,707億円	3兆1,276億円	108.9%
うち生命保険料 (除く変額年金保険)	3,780億円 (7,093億円)	2,204億円 (8,928億円)	58.3% (125.9%)
経常利益	2,743億円	3,581億円	130.5%
当期純利益	1,841億円	2,474億円	134.4%



また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2013年度	2014年度 (当期)	2013年度	2014年度 (当期)
国内損害保険事業	2兆4,363億円	2兆5,727億円	1,167億円	2,039億円
国内生命保険事業	5,429億円	3,274億円	285億円	191億円
海外保険事業	1兆1,629億円	1兆4,235億円	1,232億円	1,287億円
金融・一般事業	751億円	748億円	57億円	63億円

■国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます)の業績につきましては、正味収入保険料は、自動車保険を中心にすべての保険種目で増収したことにより、2兆367億円と前年度に比べ3.6%の増加となりました。損害保険事業の収益性の指標であるコンバインド・レシオは91.5%となり、前年度に比べ1.7ポイント改善しました。また、資産運用等損益は、業績好調な海外子会社からの配当金収入の増加を主因として、前年度に比べ459億円増加し2,025億円となりました。こうした結果、経常利益は前年度に比べ1,175億円増加し2,640億円となり、当期純利益は前年度に比べ944億円増加し1,853億円となりました。

東京海上日動は、代理店の新設による新規マーケットの開拓を進めるとともに、超保険および超ビジネス保険の販売推進ならびにタブレット型端末の活用等を通じて、お客様との接点強化を図りました。

また、必要なときに必要な日数分だけ携帯電話で加入できる「ちょいのり保険(1日自

自動車保険)の利用申込件数は、昨年8月に累計100万件を突破しました。

資産運用に関しましては、健全な財務基盤の維持を目的としたリスク管理の下、資産の流動性と収益の安定性を確保する方針で取り組みました。政策株式につきましては、資本効率の向上を目指して引き続き売却を進めました。

また、東京海上日動は、本年3月、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間で、「東京 2020 スポンサーシッププログラム」の中で最高位に位置づけられている「東京 2020 ゴールドパートナー(損害保険カテゴリー)」の契約を締結し、公表しました。

日新火災海上保険株式会社(以下「日新火災」といいます)の業績につきましては、自動車保険で増収した一方、火災保険で減収したことなどにより、正味収入保険料は1,366億円と前年度に比べ0.5%の減少となりました。一方、発生保険金の減少等による保険引受利益の改善により、経常利益は176億円と前年度に比べ129億円の増加となり、当期純利益は125億円と前年度に比べ92億円の増加となりました。日新火災は、東京海上グループの強みを活かし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指して、引き続き業務品質の向上に取り組みました。

■国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(以下「あんしん生命」といいます)は、昨年10月、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社(以下「フィナンシャル生命」といいます)と合併しました。あんしん生命の業績につきましては、終身保険や個人年金保険の増収および生損一体の取り組みの強化等により、新契約年換算保険料は1,141億円と前年度に比べ20.1%の増加となりました。また、フィナンシャル生命が販売した変額年金保険の解約による影響はあるものの、それを上回る新規契約を獲得したことにより、保有契約年換算保険料は7,644億円と前年度に比べ1.9%の増加となりました。経常利益は、フィナンシャル生命における前期の責任準備金の取り崩しの反動等により、前年度に比べ80億円減少し206億円となりました。一方、当期純利益は、合併に伴う法人税等の減少もあり、前年度に比べ76億円増加し288億円となりました。

あんしん生命は、就業不能、医療、介護などの分野への保障を提供する「生存保障革

命」を推進しております。また、昨年5月、保険の提案から申し込み手続きまでをタブレット型端末の画面上で完結できるようシステムを改定し、お客様の利便性の向上を図りました。

■海外保険事業

海外保険事業では、グローバルな成長とリスク分散の実現を目指して、積極的に事業を展開しました。その結果、先進国、新興国ともに増収増益となり、生損保合算の保険料収入は1兆2,083億円と前年度に比べ26.2%の増加となり、経常利益は1,287億円と前年度に比べ54億円の増加となりました。

米国のフィラデルフィア社は、新規契約および更新契約の増収等により、正味収入保険料は26.8億米ドル(3,239億円)と前年度に比べ8.6%増加しました。また、米国のデルファイ社は、従業員の福利厚生に関する保険の増収等により、生損保合算の保険料収入は17.8億米ドル(2,149億円)と前年度に比べ5.6%増加しました。英国のトウキョウ・マリン・キルン社は、マーケットにおいて保険料率が低下傾向にあるなか、引受規律を重視した結果、正味収入保険料は6.0億英ポンド(1,137億円)と前年度に比べ13.1%減少しました。再保険事業を営むトウキョウ・ミレニウム・リー社は、自然災害以外のリスクの引受の拡大等により、正味収入保険料は10.0億米ドル(1,216億円)と前年度に比べ29.6%増加しました。

新興国市場におきましては、アジアでは主にシンガポールやマレーシアにおいて損害保険、生命保険ともに保険料収入を着実に伸ばしました。また、ブラジルでは、自動車保険の販売好調により、正味収入保険料は27.2億ブラジルレアル(1,235億円)と前年度に比べ21.4%増加しました。

また、東京海上日動は、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国におけるお客様へのサポートを拡充すべく、南アフリカに駐在員事務所を開設することとし、あわせて、現地の損害保険大手であるホラード社と業務提携しました。

■金融・一般事業

金融事業では、東京海上アセットマネジメント株式会社による年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業(フィービジネス)を中心

に取り組みました。

一般事業では、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き取り組みました。

■ C S R

東京海上日動は、本年3月、仙台で開催された国際的な防災戦略を論議する国連防災世界会議において、東北大学と連携し最新の地震津波リスクの研究成果の発表を行うなど、保険会社としての知見を発信しました。また、宮城県巨理町(わたりちょう)の海岸林の再生支援を行うなど、引き続き被災地の復興支援活動に取り組むとともに、マングローブ植林等を通じて地球環境保護にも継続的に取り組んでおります。

■ 対処すべき課題

2015年度の世界経済は、米国が牽引する形で緩やかな回復が続くことが見込まれます。

わが国経済は、日銀による金融緩和政策が続くなか、個人消費や設備投資を中心に景気回復が続くと見込まれます。また、国内の保険市場は、新車販売台数の減少が見込まれるものの、景気の回復基調を受けて、市場が緩やかに拡大することが期待されます。

こうした状況のなか、東京海上グループは、2015年度から3カ年の新中期経営計画「To Be a Good Company 2017」をスタートしました。前中期経営計画を通じて、国内損害保険事業の収益性の回復ならびに国内生命保険事業および海外保険事業の成長により、着実に収益性を回復しました。こうした状況を踏まえ、新しい計画では、持続的な利益成長を進め、より一層バランスのとれた事業ポートフォリオの構築を目指します。そのために、ビジネスモデルの深化、事業環境への変化対応力の強化、規律ある事業投資の推進による成長機会の追求、人材育成やダイバーシティの推進および経営基盤の高度化に取り組めます。また、「リスクベース経営(E R M)」を基軸に、資本効率の高い事業への投資やグローバルなリスク分散を進め、東京海上グループの強みである財務の健全性を確保するとともに、利益成長と資本効率を持続的に高めていきます。

中核事業である国内損害保険事業では、リスクコンサルティングの高度化および損害サービスにおける対応力の向上等により、お客様に一層の安心をお届けするよう努めます。また、事業環境の変化を的確にとらえ、新たなリスクへの対応を推進します。加えて、規律ある引受の強化や事業費の効率的な活用により、コンバインド・レシオについて、95%

を安定的に下回る水準を確保することで、持続的な利益成長を目指します。

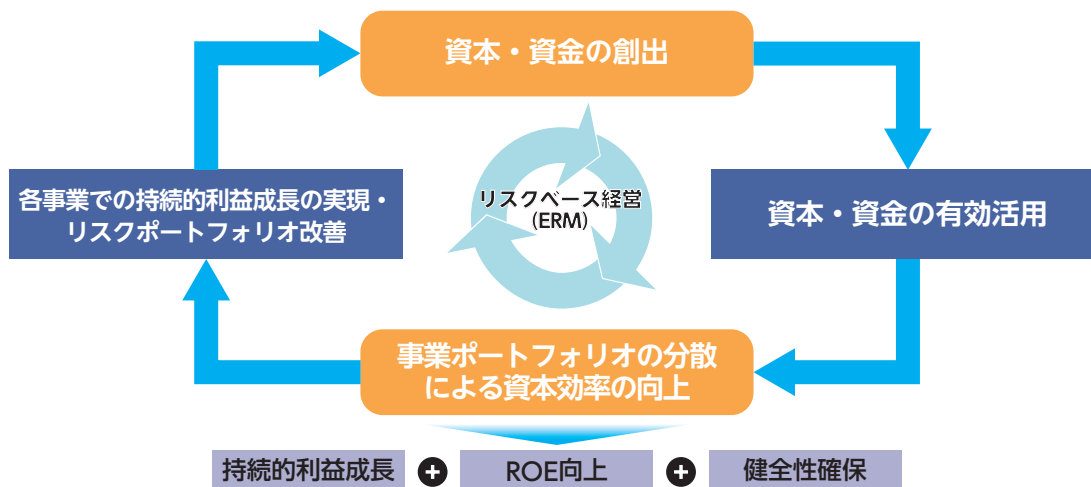
国内生命保険事業では、損害保険代理店を中心とした多様な販売チャネルの活用による成長力の強化や、独自性のある生存保障分野の商品の拡充により、健全性を維持しながら利益成長を目指します。また、お客様の視点に立って生損一体の取り組みを推進し、広くお客様に安心を提供します。

海外保険事業では、内部成長の強化と規律ある戦略的なM&Aの実施により、引き続き、先進国と新興国、元受保険と再保険、損害保険と生命保険など、バランスのとれた成長戦略を推進し、グループ全体の利益拡大の牽引を目指します。

株主還元につきましては、配当を基本とし、利益水準の向上により配当の充実を図ってまいります。

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、グループを挙げて業務に邁進してまいりる所存でございます。お客様や社会から広く信頼される「良い会社(Good Company)」を築いてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【新中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の全体像】



- (注) 1. 本事業報告(以下の諸表を含む)における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載の数値は、連結損益計算書に計上する経常収益および経常利益として調整を行う前の数値であります。
3. コンバインド・レシオとは、保険料を分母、保険金と経費を分子としてパーセントで表す損害保険会社の収益指標で、100%は収支均衡を示します。
4. あんしん生命の前年度比較の数値には、昨年10月に合併したフィナンシャル生命の数値を含みます。
5. 海外保険事業において正味収入保険料等として記載の円貨額は、昨年12月末の為替相場による換算額であります。
6. トウキョウ・マリン・キルン社の正味収入保険料には、同社の子会社が経営管理しているトウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド社の正味収入保険料を含みます。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

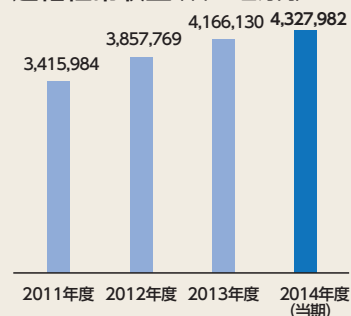
イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結 経 常 収 益	3,415,984	3,857,769	4,166,130	4,327,982
連結 経 常 利 益	160,324	207,457	274,386	358,182
連結 当 期 純 利 益	6,001	129,578	184,114	247,438
連結 包 括 利 益	△10,558	548,251	442,277	997,024
連結 純 資 産 額	1,857,465	2,363,183	2,739,114	3,609,655
連結 総 資 産	16,338,460	18,029,442	18,948,000	20,889,670

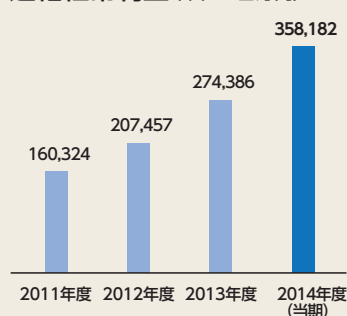
ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営 業 収 益	83,955	48,718	19,442	149,751
受 取 配 当 金	77,872	42,798	13,106	143,701
保険業を営む子会社等	76,017	41,898	11,600	142,215
その他の子会社等	1,854	900	1,506	1,486
当 期 純 利 益	62,110	41,860	12,384	141,734
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	80円98銭	54円57銭	16円14銭	185円57銭
総 資 産	2,506,933	2,509,192	2,478,082	2,509,565
保険業を営む子会社等株式等	2,412,091	2,421,006	2,374,845	2,383,545
その他の子会社等株式等	71,558	75,081	81,718	80,857

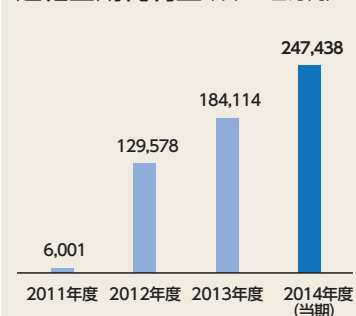
連結経常収益 (単位：百万円)



連結経常利益 (単位：百万円)



連結当期純利益 (単位：百万円)



(3) 企業集団の主要な事務所の状況(2015年3月31日現在)

イ 当社

事務所名	所在地	設置年月日
本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	2002年4月2日

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

ロ 子会社等

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日	
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1944年 3月20日	
		北海道			北海道支店 他6部支店
		東北			仙台支店 他9部支店
		関東			東京中央支店 他31部支店
		東海・北陸			愛知南支店 他25部支店
		関西			大阪南支店 他24部支店
		中国・四国			広島支店 他14部支店
		九州			福岡中央支店 他13部支店
	日新火災海上保険(株)	本社(東京本社)、さいたま本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日	
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1996年 8月6日	

(次頁に続く)

事業セグメント	会社名	事務所名	所在地	設置年月日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年 7月6日
	デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年 5月27日
	トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年 7月11日
金融・一般事業	東京海上アセットマネジメント(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号	1985年 12月9日

- (注) 1. 本表は子会社等のうち、主要なものについて記載しております。
 2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しております。
 3. 所在地には、本社の所在地を記載しております。
 4. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減(△)
国内損害保険事業	20,051名	20,119名	68名
国内生命保険事業	2,315名	2,267名	△48名
海外保険事業	9,500名	9,739名	239名
金融・一般事業	1,444名	1,661名	217名
合計	33,310名	33,786名	476名

(5) 企業集団の主要な借入先の状況(2015年3月31日現在)

事業セグメント	会社名	借入先	借入金残高
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	(株)三菱東京UFJ銀行	156,221百万円

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当ありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金額
国内損害保険事業	7,574百万円
国内生命保険事業	332百万円
海外保険事業	7,883百万円
金融・一般事業	185百万円
合計	15,976百万円

(注) 1. 金額には、当年度中の設備投資の総額を記載しております。

2. 金額として記載の円貨額には、外貨建の設備投資額の当社の決算日の為替相場による換算額が一部含まれております。

ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況(2015年3月31日現在)

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	% 100.0	—
日新火災海上保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 20,389	% 100.0	—
イーデザイン損害保険(株)	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 24,803	% 90.5	—
東京海上日動あんしん生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	% 100.0	—
東京海上ミレア少額短期保険(株)	横浜市西区	少額短期保険業	2003年 9月1日	百万円 895	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド	米国・デラウェア州・ウィルミントン	持株会社	2011年 6月29日	千米ドル 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	持株会社	1981年 7月6日	千米ドル 1 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な 事業内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
フィラデルフィア・イン デムニティー・インシュ アランス・カンパニー	米国・ペンシルバ ニア州・バラキン ウィッド	損害保険業	1927年 2月4日	千米ドル 4,500 (540百万円)	% 100.0 (100.0)	—
ファースト・インシュア ランス・カンパニー・オブ ・ハワイ・リミテッド	米国・ハワイ州・ホ ノルル	損害保険業	1982年 8月6日	千米ドル 4,272 (513百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アメ リカ・インシュアランス・ カンパニー	米国・ニューヨー ク州・ニューヨー ク	損害保険業	1998年 8月13日	千米ドル 5,000 (600百万円)	% 100.0 (100.0)	—
デルファイ・ファイナン シャル・グループ・インコ ーポレイテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	1987年 5月27日	千米ドル 1 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
エスアイジー・ホールデ ィングス・インコーポレ ィテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	1995年 10月3日	千米ドル 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
セイフティ・ナショナル・ カジュアリティ・コーポ レーション	米国・ミズーリ州・ セントルイス	損害保険業	1942年 11月28日	千米ドル 30,000 (3,605百万円)	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダ ード・ライフ・インシュア ランス・カンパニー	米国・イリノイ州・ シカゴ	生命保険業	1907年 4月2日	千米ドル 56,003 (6,729百万円)	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダ ード・ライフ・インシュア ランス・カンパニー・オブ ・テキサス	米国・テキサス州・ ヒューストン	生命保険業	1983年 8月16日	千米ドル 700 (84百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・キル ン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	千英ポンド 1,010 (179百万円)	% 100.0 (100.0)	—
キルン・アンダーライテ ィング・リミテッド	英国・ロンドン	損害保険業	1994年 6月13日	千英ポンド 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・ミレニアム・ リー・ユーケー・リミテッ ド	英国・ロンドン	損害保険業	1990年 10月30日	千英ポンド 125,000 (22,258百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アン ダーライティング・リミ テッド	英国・ロンドン	損害保険業	2008年 10月27日	千英ポンド 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な 事業内容	設 立 年 月 日	資本金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
トウキョウ・ミレニアム・ リー・アーゲー	スイス・チューリ ッヒ	損害保険業	2000年 3月15日	千スイスフラン 227,675 (28,331百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トキオマリン・ブルーベ ル・リ・リミテッド	英領マン島・ダブ ラス	生命保険業	2007年 3月8日	百万円 14,000	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・アジ ア・プライベート・リミテ ッド	シンガポール・シ ンガポール	持株会社	1992年 3月12日	千シンガポールドル 586,971 千タイバーツ 542,000 (53,277百万円)	% 100.0	—
アジア・ジェネラル・ホー ルディングス・リミテッ ド	シンガポール・シ ンガポール	持株会社	1971年 2月24日	千シンガポールドル 75,000 (6,551百万円)	% 92.4 (92.4)	—
トウキョウ・マリン・イン シュアランス・シンガポ ール・リミテッド	シンガポール・シ ンガポール	損害保険業	1923年 7月11日	千シンガポールドル 100,000 (8,735百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライ フ・インシュアランス・シ ンガポール・リミテッド	シンガポール・シ ンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	千シンガポールドル 36,000 (3,144百万円)	% 85.7 (85.7)	—
トウキョウ・マリン・イン シュアランス・マレーシ ア・ベルハッド	マレーシア・クア ラルンプール	損害保険業	1999年 4月28日	千マレーシアリンギット 403,471 (13,091百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライ フ・インシュアランス・マ レーシア・ベルハッド	マレーシア・クア ラルンプール	生命保険業	1998年 2月11日	千マレーシアリンギット 226,000 (7,333百万円)	% 100.0 (100.0)	—
エーデルワイス・トウキ ョウ・ライフ・インシュア ランス・カンパニー・リミ テッド	インド・ムンバイ	生命保険業	2009年 11月25日	千インドルピー 1,802,865 (3,466百万円)	% 26.0 (26.0)	—
トウキョウ・マリン・セグ ラドーラ・エス・エー	ブラジル・サンパ ウロ	損害保険業	1937年 6月23日	千ブラジルリアル 504,808 (18,976百万円)	% 97.7 (97.7)	—
東京海上アセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	% 100.0 (100.0)	—

- (注) 1. 本表は、子会社等のうち重要なものについて記載しております。
2. 東京海上日動フィナンシャル生命保険(株)は、2014年10月1日付で、東京海上日動あんしん生命保険(株)との合併により消滅したため、本表に記載していません。
3. トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッドの資本金のうち586,971千シンガポールドルは普通株式に

よるものであり、542,000千タイバーツは優先株式によるものであります。

4. 東京海上アセットマネジメント㈱は、重要性の基準に該当することとなったため、本表に記載しております。
5. トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッドは、重要性の基準に該当しないこととなったため、本表に記載しておりません。
6. 資本金の()内に記載した円貨額は、当社の決算日の為替相場による換算額であります。なお、トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッドについては、普通株式による資本金の換算額と優先株式による資本金の換算額を合算したものを記載しております。
7. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内には、子会社の所有割合を内数で記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況(2015年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
隅 修三	取締役会長(代表取締役)	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役) 株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役)	—
永野 毅	取締役社長(代表取締役)	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長	—
大庭 雅志	専務取締役(代表取締役) 担当：資本政策総括(CFO)、経営企画部、人事部、IT企画部	—	—
藤井 邦彦	常務取締役 担当：海外事業企画部(欧州、再保険事業、海外事業戦略等担当)	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
藤田 裕一	常務取締役 担当：財務企画部、経理部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
伊藤 卓	常務取締役 担当：リスク管理総括(CRO)、リスク管理部、法務部、内部統制部、監査部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
伊藤 邦雄	取締役(社外取締役)	一橋大学大学院商学研究科教授 三菱商事株式会社取締役(社外取締役) 東レ株式会社取締役(社外取締役) 住友化学株式会社取締役(社外取締役) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役(社外取締役) 曙ブレーキ工業株式会社取締役(社外取締役) 小林製菓株式会社取締役(社外取締役)	—
三村 明夫	取締役(社外取締役)	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本郵政株式会社取締役(社外取締役) 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役) 株式会社産業革新機構取締役(社外取締役) 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭	—

(次頁に続く)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐々木幹夫	取締役(社外取締役)	三菱商事株式会社相談役 三菱自動車工業株式会社取締役(社外取締役) 三菱電機株式会社取締役(社外取締役) 株式会社三菱総合研究所取締役(社外取締役)	—
広瀬 伸一	取締役	東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長	—
玉井 孝明	常勤監査役	—	—
大橋 敏樹	常勤監査役	—	—
川本 裕子	監査役(社外監査役)	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(非業務執行取締役)	—
堀井 昭成	監査役(社外監査役)	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事・特別顧問	—
和仁 亮裕	監査役(社外監査役)	弁護士	—

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 玉井孝明氏は、当社および東京海上日動火災保険株式会社において経理部門担当役員としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 大橋敏樹氏は、東京海上日動あんしん生命保険株式会社において経理部門担当役員としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 伊藤邦雄、三村明夫、佐々木幹夫、川本裕子、堀井昭成および和仁亮裕の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	12名	335百万円
監査役	7名	101百万円
計	19名	437百万円

- (注) 1. 支給人数には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名が含まれております。
2. 報酬等には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名に対する報酬等が含まれております。
3. 報酬等のうち、取締役に対する新株予約権に関する報酬等は54百万円であります。
4. 取締役および監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区 分	株主総会で定められた報酬限度額	
取締役	月額報酬等	月額 25百万円
	新株予約権に関する報酬等	年額 70百万円
監査役	月額報酬等	月額 12百万円
計	月額報酬等	月額 37百万円
	新株予約権に関する報酬等	年額 70百万円

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況(2015年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。各社外役員の兼職先のうち、三菱商事株式会社、新日鐵住金株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、三菱自動車工業株式会社および三菱電機株式会社は、当社保険子会社と相当額の保険取引がありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
伊藤 邦雄 (社外取締役)	5年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち11回(うち定時取締役会10回中9回)に出席しました。	長年の研究活動等を通じて培われた経営学の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしております。
三村 明夫 (社外取締役)	4年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち8回(うち定時取締役会10回中8回)に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしております。
佐々木幹夫 (社外取締役)	3年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち11回(うち定時取締役会10回中9回)に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしております。
川本 裕子 (社外監査役)	8年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち9回(うち定時取締役会10回中8回)に、また、11回の監査役会のうち9回に出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしております。
堀井 昭成 (社外監査役)	3年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の日本銀行における役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしております。
和仁 亮裕 (社外監査役)	9カ月	同氏の監査役就任後、当年度に開催した8回の取締役会および9回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしております。

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 在任期間には、当年度末現在の在任期間を記載しております。
3. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しております。
4. 当年度に開催した12回の取締役会のうち、10回は定時取締役会、2回は臨時取締役会であります。また、当年度に開催した11回の監査役会は全て定時監査役会であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
伊藤 邦雄(社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
三村 明夫(社外取締役)	
佐々木幹夫(社外取締役)	
川本 裕子(社外監査役)	
堀井 昭成(社外監査役)	
和仁 亮裕(社外監査役)	

(注) 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	60百万円	—

- (注) 1. 支給人数には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれております。
2. 保険持株会社からの報酬等には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する報酬等が含まれております。
3. 保険持株会社からの報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は5百万円であります。
4. 支給人数および報酬等合計の内訳は以下のとおりであります。
- ・社外取締役 3名 30百万円
 - ・社外監査役 4名 29百万円

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数(2015年3月31日現在)

発行可能株式総数 3,300,000千株
発行済株式の総数 757,524千株(自己株式2,925千株を含みます)

(2) 当年度末株主数 80,117名

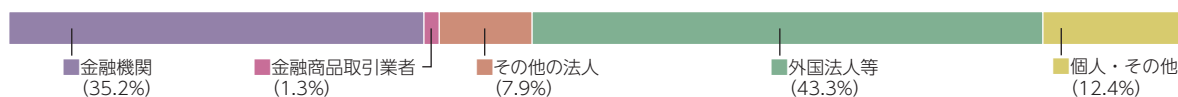
(3) 大株主(2015年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	38,903 千株	5.2 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	33,009	4.4
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001	17,946	2.4
明治安田生命保険相互会社	15,779	2.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,695	2.1
ザバンクオブニューヨークメロンエスエーエヌブイ 10	14,640	1.9
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	12,229	1.6
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225	11,147	1.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口	10,832	1.4
東海日動従業員持株会	10,536	1.4

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口の持株10,832千株は、三菱商事株式会社が退職給付信託として信託設定した信託財産であります。
 2. 持株比率は、自己株式2,925千株を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況

合計(100%)



<当年度末発行済株式総数 757,524千株>

5. 新株予約権等に関する事項

「5. 新株予約権等に関する事項」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員：佐々木貴司 荒川 進 出澤 尚	115百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容：国際財務報告基準(IFRS)に関連した会計アドバイザリー・サービス等

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は876百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、あらた監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制基本方針」を策定し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の体制を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、年に1回、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、内部統制委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認しております。さらに、モニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでおります。

「内部統制基本方針」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

2014年度(2015年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	536,657	保険契約準備金	14,328,660
コーポレーション	402,586	支払備金	2,204,030
買現先勘定	64,979	責任準備金等	12,124,629
債券貸借取引支払保証金	24,841	社 債	107,077
買入金銭債権	1,372,372	そ の 他 負 債	1,969,679
金銭の信託	2,433	債券貸借取引受入担保金	825,845
有価証券	15,511,017	その他の負債	1,143,833
貸付金	695,028	退職給付に係る負債	239,838
有形固定資産	282,766	役員退職慰労引当金	18
土地	131,704	賞与引当金	51,615
建物	124,450	特別法上の準備金	82,945
建設仮勘定	720	価格変動準備金	82,945
その他の有形固定資産	25,892	繰延税金負債	391,828
無形固定資産	408,915	負 の の れ ん	80,056
ソフトウェア	21,805	支払承諾	28,295
のれん	225,894	負債の部合計	17,280,014
その他の無形固定資産	161,215	(純資産の部)	
その他資産	1,529,803	資 本 金	150,000
退職給付に係る資産	408	利益剰余金	1,357,846
繰延税金資産	56,568	自 己 株 式	△11,038
支払承諾見返	28,295	株 主 資 本 合 計	1,496,808
貸倒引当金	△27,005	その他有価証券評価差額金	1,846,908
資産の部合計	20,889,670	繰延ヘッジ損益	19,183
		為替換算調整勘定	237,201
		退職給付に係る調整累計額	△21,397
		その他の包括利益累計額合計	2,081,895
		新株予約権	2,037
		少数株主持分	28,915
		純資産の部合計	3,609,655
		負債及び純資産の部合計	20,889,670

2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,327,982
保険引受収益	3,522,420
正味取入	3,127,638
取入積立	113,965
生命保険料	52,438
その他保険料	220,436
資産運用収益	7,940
利息及び配当	717,527
金銭の信託運用	364,627
売却目的有価証券	48
有価証券売却益	8,392
特別勘定資産	114,727
積立保険料等	1,756
その他経常収益	265,636
負債のれん償却	14,777
持分法による投資利益	△52,438
その他の経常収益	88,034
経常費用	3,969,800
保険引受費用	3,231,056
正味損害支払	1,648,435
諸手数料及び集金	122,863
満期返戻金	644,620
契約者配当	221,990
生命保険金等	289
支払準備金繰入	320,175
責任準備金繰入	85,043
その他保険引受費用	182,990
資産運用費用	4,647
金銭の信託運用	55,590
有価証券売却損	2,506
有価証券評価損	11,788
金融派生商品費用	4,564
その他運用費用	812
営業費及び一般管理費	28,532
その他経常費用	7,385
支払利息	668,023
貸倒引当金繰入	15,129
貸倒損	6,601
保険業法第113条繰延資産償却	1,607
その他経常費用	712
	3,826
	2,381
経常利益	358,182

(右上に続く)

科 目	金 額
特別利益	1,817
固定資産処分利益	1,782
その他の特別利益	0
特別損失	34
固定資産処分損失	22,008
減損損失	1,500
特別法上の準備繰入金	14,147
価格変動準備金繰入	4,181
その他の特別損失	(4,181)
税金等調整前当期純利益	2,178
法人税等調整額	337,991
法人税等調整額	65,229
少数株主損益調整前当期純利益	23,414
当期純利益	88,643
	249,347
	1,909
	247,438

2014年度(2015年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,812	流動負債	2,050
現金及び預金	13,788	未払金	403
前払費用	0	未払費用	309
未収入金	31,018	未払法人税等	710
その他	5	未払事業所税	10
固定資産	2,464,753	未払消費税等	116
有形固定資産	205	預り金	3
建物	137	賞与引当金	495
車両運搬具	7	固定負債	173
工具、器具及び備品	60	退職給付引当金	173
無形固定資産	0	負債合計	2,223
電話加入権	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,464,547	株主資本	2,505,305
関係会社株式	2,464,402	資本金	150,000
その他	144	資本剰余金	1,511,485
資産合計	2,509,565	資本準備金	1,511,485
		利益剰余金	854,857
		その他利益剰余金	854,857
		別途積立金	332,275
		繰越利益剰余金	522,581
		自己株式	△11,038
		新株予約権	2,037
		純資産合計	2,507,342
		負債純資産合計	2,509,565

2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関係会社受取配当金	143,701	
	関係会社入手料	6,050	149,751
営	業 費 用		
	販売費及び一般管理費	7,464	7,464
営	業 利 益		142,287
	業 外 収 益		
	受取利息	11	
	未払配当金除斥益	42	
	受取事務手数料	14	
	その他	44	112
営	業 外 費 用		
	自己株式取得費用	10	
	雑支	44	55
特	経 常 利 益		142,345
	別 損 失		
	固定資産除却損	0	0
	税引前当期純利益		142,345
	法人税、住民税及び事業税	610	610
	当期純利益		141,734

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司 ㊤

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進 ㊤

指定社員 業務執行社員 公認会計士 出澤 尚 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)第67項本文に掲げられた定めを適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 出澤 尚 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびあらた監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あらかた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あらかた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2015年5月19日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 玉井孝明 ㊟

常勤監査役 大橋敏樹 ㊟

監査役 川本裕子 ㊟

監査役 堀井昭成 ㊟

監査役 和仁亮裕 ㊟

(注) 監査役 川本裕子、堀井昭成、和仁亮裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

ご参考

東京海上ホールディングス

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の実現に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

(政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループグループ内取引等の管理に関する基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定

め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
- 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
- 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

(取締役会の構成、取締役の任期)

第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。

- 2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
- 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役の選任要件)

第9条 当社および主な事業子会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

- 2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件に加え、第16条に定める独立性基準を満たす者とする。
- 3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の役割)

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(監査役の選任要件)

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

- 2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件に加え、第16条に定める独立性基準を満たす者とする。
- 3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(指名委員会の役割)

第14条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

- 2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
- ②当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件

(指名委員会の構成)

第15条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(社外取締役および社外監査役の独立性基準)

第16条 社外取締役および社外監査役は、当社からの独立性を確保する観点から、以下のいずれにも該当しない者を選任する。

- ①当社の経営者または従業員である(あった)者
- ②当社と重要な取引関係がある(近い過去にあった)別の会社の経営者または従業員である者
- ③当社の取締役または監査役と親族関係にある者
- ④当社のアドバイザーとして取締役または監査役としての報酬以外に高額な報酬を受け取っている(近い過去に受け取っていた)者

(報酬委員会の役割)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

- 2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価
- ②当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

(報酬委員会の構成)

第18条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第19条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

- ①役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
 - ②業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
 - ③経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
 - ④経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。
- 2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
- 3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

(役員報酬体系)

- 第20条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

(事業子会社の統治方法)

- 第21条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。
- 2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。

- 3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

(役員に対するトレーニングの方針)

第22条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことが出来るよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第23条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。
- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- ⑤当社は、取締役会決議により定めた「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

第7章 改廃権限

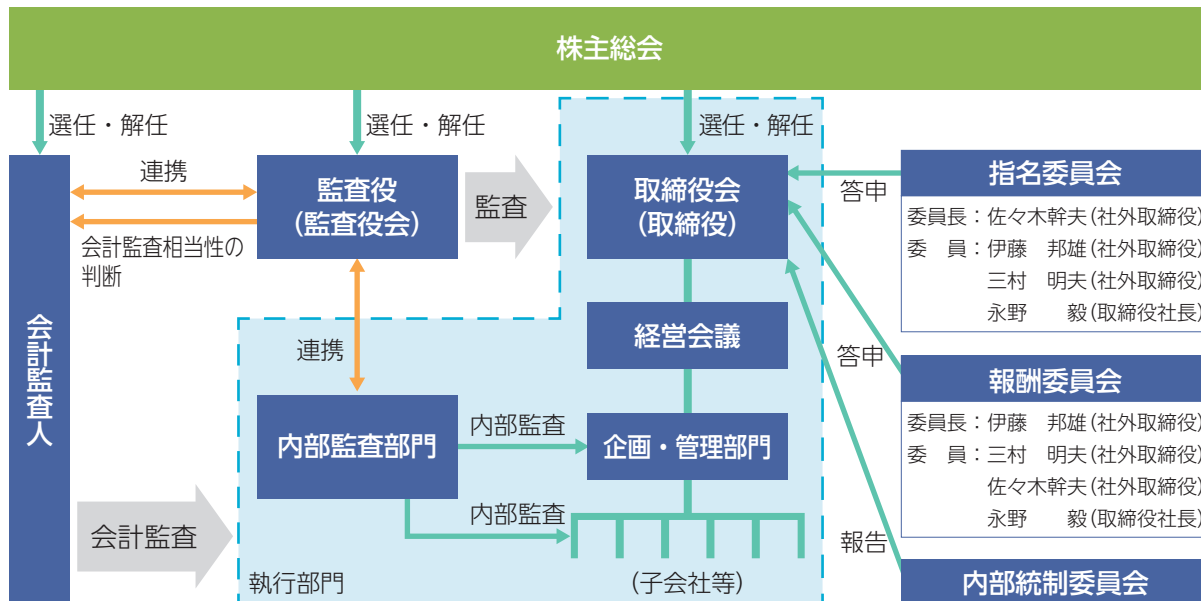
(改廃権限)

第24条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部担当の業務執行役員が行うことができる。

2015年5月1日改定

以上

コーポレートガバナンス体制の概要



マングローブ植林事業の取り組み

東京海上グループは、1999年にマングローブ植林事業を開始し、現在ではインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、フィジー、バングラデシュ、インドおよびマレーシアの9カ国において植林を実施しています。

2014年度は、タイのラノーン県でマングローブ植林を実施しました。国内外の東京海上グループの社員が参加し、NGOや地元の皆さんと協力して約6,000本のマングローブ苗の植林と、400個の苗木ポット作りを行いました。

マングローブは、二酸化炭素の吸収や蓄積に優れ、津波や台風などによる被害から人々とその生活を守る「みどりの防波堤」の役割を果たし、豊かな生態系を育むことから「命のゆりかご」と呼ばれています。

東京海上グループは、地球や人々の生活を守り、様々な恵みをもたらすマングローブを「地球の未来にかかる保険」と位置づけ、植林プロジェクトを100年間継続することを目指して取り組んでいます。

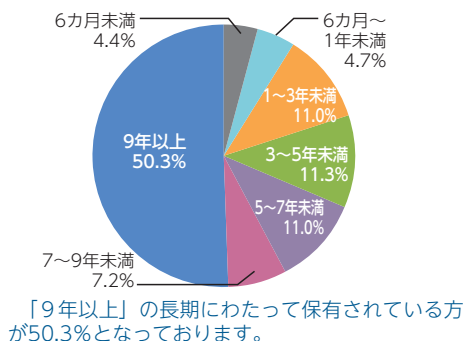


「株主さま向けアンケート」結果ご報告

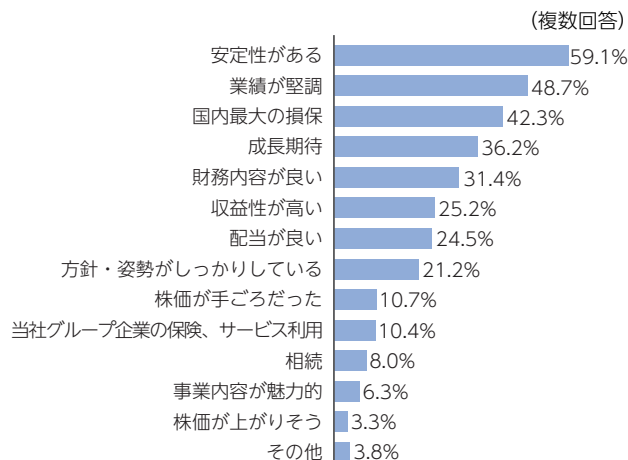
株主の皆さまにおかれましては、「第13期中間報告書」（昨年12月に発送）において実施した「株主さま向けアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。アンケートにおいて頂戴したご意見は、今後の事業活動の参考にさせていただきます。

以下にアンケート結果の一部をご報告します。

■当社株式の保有年数をお知らせください



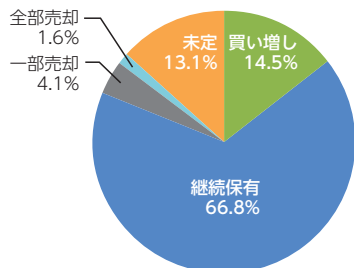
■当社株式をどのような理由で取得されましたか



【安定性がある】「業績が堅調」「国内最大の損保」のご回答が上位を占めるとともに、「配当が良い」のご回答の割合が昨年よりも上昇しております。

■当社株式に対して

今後どのような方針をお持ちですか



【継続保有】と【買い増し】を合計すると81.3%となり、多くの方が今後も保有されるご意向であることがうかがえます。

アンケートでいただいたご意見の一部をご紹介します。

- ・右肩上がりの配当に満足しています。資産株として持ち続けたいと思います。
- ・保険料が高いイメージがありましたが、最近はこちらのり保険やあんしん生命などを身近に感じています。
- ・さらなるグローバルな成長を期待しています。
- ・近年増加している大規模災害などに対応しながら、リーディングカンパニーとして、社会的責任と経営の安定性をさらに追求して欲しいです。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

(注) インターネットによる議決権行使には、議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を含みます。

1. インターネットによる議決権行使

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスして行ってください。ただし、午前2時から午前5時までではご利用いただけません。

(注) 1. 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等)は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

(2) 議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイトにおいて「仮パスワード」の変更をお願いしております。

(3) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

(4) 携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

2. お問い合わせ先

(1) システムに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電 話 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後9時まで

(2) その他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後5時まで (土日休日を除く)

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主メモ

- 事業年度** : 4月1日から(翌年)3月31日まで
- 基準日** : 定時株主総会 3月31日
: 期末配当 3月31日
: 中間配当 9月30日
- 公告方法** : 電子公告により行います。
: ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
- 上場取引所** : 東京証券取引所
- 単元株式数** : 100株
- 株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関** : 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 郵便物送付先および電話照会先** : 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話 0120-232-711 (通話料無料)
- : お受け取りになられていない配当金のご請求につきましては、三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。なお、当社定款の定めにより、お支払開始日から満5年を経過した配当金につきましてはお支払ができなくなりますので、お早めにお申し出くださいますようお願い申し上げます。

■ 株式関係の各種手続きについて

住所変更、配当金受取方法の指定・変更、単元未満株式の買取・買増請求などのお手続きのお申出先は、以下のとおりとなります。

一般口座(証券会社の口座)に記録された株式……………お取引の証券会社にお申し出ください。

特別口座(三菱UFJ信託銀行の口座)に記録された株式(※)……………三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。

(※) 株券電子化実施(2009年1月)までに、お手持ちの株券を証券会社を通じて証券保管振替機構にお預けにならなかった場合などが該当します。

株主総会会場 ご案内図

会場：パレスホテル東京 2階 「葵」

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

☎ (03) 3211-5211

交通機関のご案内

都営地下鉄

○三田線

東京メトロ

●千代田線 ●半蔵門線

●丸の内線 ●東西線

「大手町駅」

C13b出口より

地下通路でパレスホテル東京

地下1階に直結

JR

「東京駅」

丸の内北口より 徒歩8分



※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい「ベジタブルインキ」を使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

